

薬生食輸発0413第3号  
平成30年4月13日

各 検 疫 所 長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公 印 省 略)

#### 輸入鹿肉等の取扱いについて

標記については、平成14年10月2日付け食監発第1002002号及び平成28年4月8日付け生食輸発0408第1号により取り扱っているところです。

今般、フィンランドにおいて伝達性海綿状脳症である慢性消耗性疾患（Chronic Wasting Disease : CWD）のヘラジカでの発生が確認されたとの情報を入手しました。

つきましては、フィンランドからのシカ科動物（トナカイ、ヘラジカ等を含む。）の肉（内臓、骨等を含む。）及びその加工品について、輸入を行わないよう関係事業者への指導方よろしくをお願いします。

（参考）これまでに CWD の発生に伴いシカ科動物の肉及びその加工品の輸入を行わないように指導している国は以下のとおり。

米国、カナダ、韓国、ノルウェー、フィンランド

生食輸発0408第1号  
平成28年4月8日

各 検 疫 所 長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部  
監視安全課輸入食品安全対策室長  
(公 印 省 略)

### 輸入鹿肉等の取扱いについて

標記については、平成14年10月2日付け食監発第1002002号にて通知しているところです。

今般、ノルウェーにおいて伝達性海綿状脳症である慢性消耗性疾患（Chronic Wasting Disease : CWD）のトナカイでの発生が確認されたとの情報を入手しました。

つきましては、下記の食品について、輸入を行わないよう関係事業者への指導方よろしくをお願いします。

### 記

#### 1. 原産国

ノルウェー

#### 2. 対象食品

シカ科動物（トナカイ、ヘラジカ等を含む。）の肉（内臓、骨等を含む。）及びその加工品

(参考)

食監発第 1002002 号

平成 14 年 10 月 2 日

各 検 疫 所 長 殿

医薬局食品保健部監視安全課長

(公 印 省 略)

### 輸入鹿肉等の取扱いについて

標記については、米国及びカナダにおいて鹿の伝達性海綿状脳症である慢性消耗性疾患（Chronic Wasting Disease : CWD）の発生が確認されたことから、昨年 10 月 3 日より両国からの鹿肉及びその加工品について輸入届出があった場合、当方へ通報されるようお願いしたところです。

今般、韓国においてカナダから輸入された鹿について CWD の感染が確認されたこと、CWD はシカ間の感染性が高いとの専門家の指摘があること及びヒトへの感染が科学的に否定されていないことを考慮し、下記の食品については、過去 3 年間の輸入実績はありませんが、引き続き輸入を行わないよう輸入者等関係業者への指導方よろしく願います。

なお、参考として「韓国におけるシカ TSE（CWD）発生に伴う医薬食品分野における対応について（10 月 2 日厚生労働省発表）」及び「韓国からのシカ由来畜産物の一時輸入停止措置について（10 月 2 日農林水産省発表）」を添付します。

### 記

#### 1 原産国

米国、カナダ、韓国

#### 2 対象食品

鹿肉（内臓、骨等を含む。）及びその加工品